

1. 平成27年第1回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成27年3月11日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第5号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第6号 郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

日程5 議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程6 議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程10 議案第12号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程11 議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について

日程12 議案第14号 郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程13 議案第15号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について

日程14 議案第16号 郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程15 議案第17号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程16 議案第18号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について

日程17 議案第19号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について

日程18 議案第20号 県北西部地域医療センター条例の制定について

日程19 議案第21号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程20 議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程21 議案第23号 郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

日程22 議案第24号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 日程23 議案第25号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第26号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第27号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第28号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第29号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の制定について
- 日程28 議案第30号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程29 議案第46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程30 議案第47号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程31 議案第48号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程32 議案第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程33 議案第50号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程34 議案第51号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程35 議案第52号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程36 議案第53号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程37 議案第54号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程38 議案第55号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程39 議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程40 議案第57号 平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程41 議案第58号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程42 議案第59号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第60号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第61号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第62号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第63号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第64号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程48 議案第65号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計予算について

- 日程49 議案第66号 平成27年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程50 議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程51 議案第68号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程52 議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程53 議案第70号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程54 議案第71号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程55 議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程56 議案第73号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について
- 日程57 議案第74号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程58 議案第75号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程59 議案第76号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程60 議案第77号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程61 議案第78号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程62 議案第79号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程63 議案第80号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程64 議案第81号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程65 議案第82号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程66 議案第83号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程67 議案第84号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程68 議案第85号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程69 議案第86号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程70 議案第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程71 議案第89号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程72 議案第90号 財産の無償譲渡について（めいほう高原自然体験センター）
- 日程73 議案第91号 財産の無償譲渡について（中坪四区集会所）
- 日程74 議案第92号 財産の無償譲渡について（郡上八幡西安久田農林集会所）

日程75 議案第93号 財産の無償譲渡について（郡上八幡中上農林集会所）

日程76 議案第94号 財産の無償譲渡について（美並福野公民館）

日程77 議案第95号 財産の無償譲渡について（下土京集会所）

日程78 議案第96号 財産の無償譲渡について（前谷集会所敷地）

日程79 議案第98号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程79まで

日程80 議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲子夫

消 防 長 川 島 和 美
国保白鳥病院
事 務 局 長 藤 代 求

郡上市民病院
事 務 局 長 尾 藤 康 春

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長 長 岡 文 男

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 議員各位には、連日の質問、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いをいたします。

（午後 2時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 古川文雄君、11番 清水正照君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第98号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例についてから、日程79、議案第98号 市道路線の認定についてまでの78議案を一括議題とし、質疑を行います。

ただいま一括議題としました78議案のうち、質疑通告のあった議案の質疑を行います。

初めに、議案第15号について質疑を行います。

6番 野田龍雄君の質疑を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 議案第15号ですが、この工場等設置奨励金交付条例なんですが、これまで100分の70であったものを100分の100に引き上げると、この根拠についてお伺いしたいと思います。

100分の70でも十分奨励金の効果があったのではないかと考えますし、こういうことについてこの引き上げをする、その根拠となる現状についての説明をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質疑、答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、制度改正に伴いまして、固定資産税相当額の100分の70を100分の100に引き上げる根拠と現状についてという御質問であったかと思えます。

この100分の70を100分の100に引き上げる目的でございます。端的に申し上げますと、郡上市内への投資意欲を拡大をさせるという、また再投資しやすくするというインセンティブを考えておるところでございます。

具体的に申し上げます。近隣の市町の状況を見ますと、近隣と申しますと、中濃管内でございますが、関市、美濃市、富加町、美濃加茂市、可児市の中濃管内の状況を見ますと、このような郡上市のような上限を設けている市はございません。100分の100という形で出されておること

ございます。

したがいまして、都市間競争でははっきり申し上げまして、郡上市というのは4車線化が完成しない中では、非常に都市間交通の利便性は優位性に欠けるという点がございます。ですから、精いっぱい我々といたしましても、そのインセンティブを他市同等、あるいは同等以上に持っていきたいといけないということが一つはございます。

それは、一つは新規に工場を誘致する場合、これはもう他市との誘致合戦といったらおかしいんですけど、必ず工場は他市を比較検討されます。奨励金の条件が悪くては、なかなか上限交渉が進んでまいらんという点がございます。

それから、もう一つ大きい点は、市内の今の既存企業でございます。既存企業がまず建てかえをする場合、これはむしろ優位なところへ、例えば郡上市以外のところへ流出をするという懸念は確かにございます。

それから、もう一つ大きい点では、震災以降、今、ものづくりの関係は、ラインの分散ということも、実は視野に入れております。これは、事業継続計画というものでして、例えば何々県が地震で大破して生産ができなくなった、それでは少し離れて数百キロ離れたところに工場をつくって、そこでは生産を継続するといったようなことで、ラインの分散ということも今、企業は進められております。そこでも同様に、同じようにラインを設置するのであれば、増設していくのであれば、例えば郡上市内で1カ所というような進出の方法もございます。

また、逆に郡上市は条件が悪いから郡上市のラインを縮小して、他市の工場のほうのラインの増設へ持っていくといったことも現実に事業者の代表の方とお話しておりますと、いろいろとそういったようなことまで検討されてるという状況がございます。

したがいまして、冒頭申し上げましたように、郡上市内からの流出を防いで、郡上市内で投資意欲を向上していただくためのインセンティブとして考えたわけでございます。

次に、現状でございます。最近3カ年の状況でございます。平成24年度は、新規の認定企業が1企業で、上限にかかっている企業はございません。ところが、継続、既に指定をしたもので、これ3カ年ですので、交付しておるものについては2企業ございまして、これも上限にかかっている企業は、ここでは1企業ございました。

それから、25年度でございます。これは25年度に新規に指定した企業が1企業、その1企業は上限にかかってございます。それから、継続しておる企業は、1企業で上限にかかっている企業はございません。

今年度26年度でございます。新たに指定した企業は2企業で、今のところ上限にかかっている企業はございません。また、継続は2企業で、そのうち上限にかかっている企業は1企業といったことでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） そういう状況を私も余り知らずにおりましたので、そういうことでなされると、そして企業の先頭を何とかして郡上へということの説明でありましたので、理解をいたしました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑を行います。

6番 野田龍雄君の質疑を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ここでは、緑地の面積が今まで決めておった緑地の面積を半分に減らして、緑地が減るということは環境上問題があるというふうに思ったものですから、その辺をどういうように考えてみえるのか、そのことのデメリットといいますかね、そうすることが工場にとってはそのほうが工場機能をたくさん使えるということなんかなと思いますけども、それでは環境の影響もあると、その辺ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 御承知のことだとは思いますが、工場立地法の基本的な考え方というのは、まさに今、議員言われますように、工場立地が周辺地域の環境に適合するように立地をしなければならないという、その国民的なニーズの中でできたものでございまして、その緑地を敷地面積に対して何パーセントは緑地にしなさいよというのが、国のほうの準則で定められております。

それが、その工場立地法の原点なわけですが、近年、これは届け出しますのが特定工場ということで9,000平米以上の敷地を持っている事業所、または3,000平米以上の工場の建物を持っている事業所ですけど、そういったような事業所につきましては、届け出をしなければならないということになっておりまして、そういったような特定工場に対して、規制改革といった観点から経済産業省のほうアンケートを実施されております。その中で、回答のあった工場のうち300社の工場が緑地面積の比率をもう少し緩和できんやろうかといったことを答弁して回答しておりますし、また36%の企業が緑地面積の設定を地方の裁量に任せてほしいといったようなアンケートの結果を経産省はつかんでおります。

そういったようなこともございまして、この工場立地法の国が定めた20%以上という緑地をある一定の法律の趣旨に従えば、地域のほうで準則定めていいよといった形に法改正がなされております。

1つの例といたしましては、産業集積を進めたいという自治体がいれば、その産業集積のエリアについては、その市全体の環境に及ぼす影響を考える範囲でもって、準則を定めることができるといったものでございます。

こういったような市町村は、平成22年1月時点、ちょっと古いんですが、1,761市町村、政令市を含むのうち271市町村がこの市町村準則を適用しようといったような情報もございます。

今回、御提案させていただいたのは、産業集積のほうじゃなくて、総合特別区域法に絡めての話でございます。アジアN o. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区というちょっと長い、簡単に言いますと航空宇宙産業特区なんですが、これを短い時間に国際的なレベルまで引き上げたいという中で、日本の国際競争力の強化を早期に実現するといったことで思い切って、この工場立地法に定めます緑地率のほうについても、市のほうの準則で定めるといったことで、この特例を総合特別区域法の中でうたっておるわけでございます。

ちなみに、近隣の状況をお話いたしますと、同じくこの航空宇宙特区のエリアに入っております関市、美濃加茂市、坂祝町は既に条例を制定しておられますし、美濃市につきましては現在、検討中といったようなことを今、聞いておるわけでございます。

先ほどの工場誘致の奨励金と同様でございまして、他市との競争、あるいは郡上市内に投資しやすくするためのインセンティブということの一つであるということから規制緩和をする中で、この条例をお願いをしたいというものでございます。

なお、御心配の向きの郡上市が、全部緑地がなくなってしまうんじゃないかといったことではございません。これはピンポイントで、この特区のエリアのみ緑地のほうの規制を緩和をするというものでございますから、全ての工場の周辺の緑地がなくなるということではございませんものから、御理解をいただきたいと思います。

なお、この条例につきましては、提案説明の折にお話しましたように、岐阜県の商工労働部新産業振興課、企業誘致課を通じまして、アジアN o. 1 特区の愛知県知事政策局企画課の助言を得てつくっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） それでは、ここで会議の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時44分）

○議長（尾村忠雄君） 会議を再開します。

（午後 2時47分）

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 前々もお聞きしたし、この前もお聞きしたもんで、大体そういうことやというふうに思っていますが、問題はそのことが周囲に対する影響はないかどうかということ、その点、今ワンポイントだけであると、全部じゃないと、それはもう当然やと思うんですが、そのワンポイントが周囲に対して問題ないような手だてがされておるのかどうか、この場合はこうだというような説明があったらお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） これまでも同様でございますが、例えば騒音でありますとか、においでありますとか、そういったものにつきましては、一定の基準がございますもんですから、そういった基準を超えるような事態がありましたら、これは行政として指導してまいるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） そうではなしに、緑地が小さくなることについての周囲の影響ということは大丈夫だと言えるんだということについての説明がいただきたかったんですが。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 当然ながら、周囲環境に配慮するというのは、当然企業の努めでございますもんですから、立地する際には、周辺の方々と協議をしながら立地するというのは当然でございますもんですから、その時点でブレーキをかけるものはブレーキかけていくというものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑を行います。

6番 野田龍雄君の質疑を許可します。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは、保育料についてということでございますが、表もいただきまして今ちょっと出てこんもんであれですけど、説明は承知しております。

ただ、ややちょっとわかりにくいと思いましたが、例えば階層ごとの子どもさんの数なんかも出てるといいなと思いましたが、それ出とったんでしょうか。2つほどは表は見たんですが、そういう点についての質問と、それからその表の中に子ども・子育て支援法に基づきまして、少し変更されて、新たな施策といいますか、分野が出てきます。

特に、小規模の施設保育等が出ておりますので、郡上では、僕は今現実に子どもたちの数も少ないですし、まだ減っていくし、小規模でやるということについては、余りないんじゃないかと予想しておりますけども、しかしこういうのがあれば実際にそういう業者の方も出てきて、そこでまた

都会におけるような運動場もない小さなところで問題が起きたというようなことになってはいけませんので、その辺の心配もしておるわけですが、そのことについての御見解をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、私のほうからはこの子ども・子育て支援制度の1号認定、いわゆる幼稚園ということでお答えをさせていただきたいと思います。後段の部分の小規模保育につきましては、幼稚園のほうはございませんので、後ほどお願いいたします。

それでは、この幼稚園の1号認定でございますが、ただいま階層ごとの該当の幼児数はどのようなになっておるかという御質問でございました。

これは、昨年26年8月現在に、現在の就園奨励費という制度でございますが、所得の低い方について、その保育料を補助するという制度でございます。この申請のデータに基づきまして、これ階層区分をさせていただきましたので、来年の階層の区分とはちょっと異なってございますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

幼稚園1号認定の場合には、5階層の所得階層となっております。まず、生活保護世帯でございますが、これは現在、26年8月現在でございますが、該当はゼロ人ということでございます。それから、市民税の非課税世帯、この非課税世帯には市民税の所得割非課税世帯ですね、これも含みます。この該当が30人でございます。それから、同じく市民税の所得割が7万7,100円以下である世帯、これは42人ということになっております。それから、同じく所得割が21万1,200円以下の世帯、これは115人になっております。それから、所得割21万1,201円以上、ここから上はもう全部ございませんが、1円以上の世帯というのが92人ということで、合計で279人という階層になってございます。

ただし、この中に先ほど申し上げました、この資料が就園奨励費の申請に基づいておりますので、就園奨励費の対象にならない方ですね、既にその時点で申請をされておきませんので、その数値も一部含まれておりますので、推計という形になってございます。

なお、ちなみに平成27年度にこの申し込みと申しますか、これがございましたものは、これはですから所得の階層はまだわかりませんが261人というような数字になってございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑を行います。

6番 野田龍雄君の質疑を許可します。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今度は保育園のほうですけれども、今と同じように階層別の人数とか、それ

から今、出てました小規模保育のほうについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 御質問の保育園の保育料の件でございますけれども、昨年11月時点におけます、いわゆる所得階層ごとの人数、乳幼児数でございますけれども、御承知のように、現行は8階層の15区分という形をとってございますが、それを階層別に申し上げますと、まず第1階層でございます。いわゆる生活保護世帯等ということで、対象児はおみえになりません。第2階層が市民税の非課税の世帯ということになりますが、こちらが75人、割合としましては7.7%ということでございます。3階層につきましては147人、割合で15.1%、第4階層でございますが290人、29.9%、5階層が304人、31.3%、第6階層でございますけれども132人、13.6%、7階層は7名おみえになりまして、割合としましては0.7%、8階層でございますけれども16人、1.7%と、階層ごとの対象児の人数は今まで申しましたとおりでございますが、特に、この8階層のうち第3階層、第4階層、第5階層でございますけれども、乳幼児数がこの3つの層のところが741人、全体としましては971人、措置をしておりますので、この3階層に占める割合は全体の76.3%ということで、約7割がこの3階層に占めておるという状況となっておりますので、お願いします。

次のほうの御質問で小規模保育の実態であるとか、今後の予想についてという御質問でございますが、この小規模保育事業でございますけれども、12月の議会に議案上程させていただいて、かかる条例についてはお認めをいただきましたが、具体的には家庭的保育事業、居宅訪問型の保育事業、それから事業所内保育も含め、いわゆる家庭的保育事業等というような形で区分をされております。

この家庭的保育事業の認定でございますけれども、保育事業に対して保育園、幼稚園の定員が供給不足になった場合に、市町村が認可をするというようなこととなっております。

現在、郡上市は地域事情もさまざまでございますけれども、認可保育園、それから認可の幼稚園、さらに認定子ども園、幼児教育センター、こういった園が市内に17園ございまして、へき地保育園としましては2園ございますので、合わせますと19園の施設を持っているところでございますが、そういった定員の中で受け入れについては、可能な状況でございまして、現在のところ、いわゆる定員以上の申し込みがないというところで、いわゆる待機児童が発生をしておらんという状況でございますので、現時点においては、いわゆるこの家庭的保育事業等の認可というところは、考えてはおりません。

ただ、今後、特にへき地等の地域事情の中で、家庭的保育事業が必要となるというようなことも想定がされますので、そういった課題が出た場合については、各基準に基づく中での対応ということも検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、4月から新制度がスタートするわけでございますが、先ほど教育次長が申しました来

年度に向けた申し込みというもののおおむね完了してございまして、1号認定の子どもさんについては、先ほどお示しをさせていただきましたが、いわゆる2号認定、いわゆる3歳以上のお子さんでございすけれども、総数で724人、それから3号認定、いわゆる未満児、3歳未満の方でございすけれども、194人ということで、合わせますと918人の方に入園の手続をしていただいたところでございます。この918人、先ほど教育次長のほうからは1号認定が261人というなお話もさせていただきましたが、先ほど申しました保育園、幼稚園含めますと、定員総数が1,540人に対して、1号、2号、3号含めますと1,179人ということになりますので、361人については、まだ受け入れが可能という状況でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この機会にひとつ、特に今度からこういう制度が変わるということで、今も説明もあり、既に申し込みもあったということですから、よそでは大変新しい制度になることについての抵抗がありまして、問題になっている地域もあるわけですね。そういう点では、郡上においては十分な理解をされて進むのかどうかということだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 保護者に対する御説明でございますが、昨年秋から始めました入園説明会というところを各地区、また各園を単位にしまして開催をさせていただきました。

御指摘のように、新しい制度がスタートするということで、保護者の方々の関心も非常に高いということで、例年にない参加者といえますか、説明会には大勢の方にお越しをいただいて、新制度の内容であるとか、どういった変更点があるのかと、そんなところを資料をもとに御説明をさせていただいたところでございます。

その際に、まだ先ほどお示しをさせていただいたように、保育料というところがまだ決定をしてなかったということから、現行の保育料よりも、いわゆる増額となるような、いわゆる負担増になるようなことにはならないようにということで調整を進めておりますという御説明まででございましたが、その後でございますけれども、過日、開催をさせていただきました子ども・子育て会議、これ15名で構成をして、通し昨年から8回開催をさせていただきましたが、過日の会の中で保育料の案という形で御説明をさせていただきましたし、実は昨日、公立の園長会議というものがございまして、その中でも各園長のほうに、この保育料設定の考え方であるとか、額の提示であるとかというところで、詳しく説明もさせていただいたところでございます。

特に、やはり親御さんというふうになりますと、一番身近なところは園ということになりますので、特に関心の高い保育料につきましては今後、広報紙、もしくは園等の中で広く周知に努めさせ

ていただきたいというふうに思っております。

あわせて、市内には幼稚園、保育園、さらに認定こども園、公立の中では幼児教育センターと、それぞれの地域の特性の中で、それぞれの園というものを運営をさせていただいておりますけれども、27年度につきましては、先ほども申しました1号認定から3号認定、この辺を基本に置きながらも、大きく園の運営形態を変えることなく移行していきたいという考え方でございます。

今後の課題といたしましては、幼稚園、保育園、または認定こども園の今後のあり方というところで、既に県内の他市においては先駆的な取り組みが進められておるといような情報もございますけれども、いずれにしても郡上市の特性に合った、地域事情に即した中での運営形態というものにつきましては、27年度にその考え方については、まとめていく中で方針というものを出していきたいということを思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 従来の保育料よりは上がらないというような、そういう格好で説明されておるようですし、また今のお話を聞きますと混乱もなく、理解をしていただけたというようなこと、また今後の課題はあるように思いますけれども、その中で1つだけ、たしか年少扶養控除でしたか、これが廃止されることによって、ひょっとすると保育料が高くなることもあるんじゃないかという心配をされておることを聞きました。そういった点もこれはなしというように理解してよろしいでしょうか。

そして、これは今はこうですけども、今後はどうなっていくかということを僕は心配をしておるんですけども、その辺もこの今の保育料の枠の中で進んでいくというように考えていいんでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 税法の改正で今、御指摘いただいた点でございますけれども、保育料の算定に当たりましては、その年少の控除というものを加味した形で今現在、運用をさせていただいております。

来年度からでございますけれども、一覧表でもお示しをさせていただいておりますけれども、いわゆる市民税の課税額に対しまして、その階層別の保育料というものを設定をさせていただくという形に変わってまいります。

したがって、先ほど軽減というお話をいたしました、郡上市の場合、これまで8階層15区分の設定の中では平均で保護者の負担率55.6%というところをこの春4月からは8階層に見直しをさせていただくというところで37.9%の負担率という形で、差し引きいたしますと17.7%の軽減という

ところでございますので、保護者の方々に対しましては、さらなる子育て環境の充実といいますか、そんなところを考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑を行います。

6 番 野田龍雄君の質疑を許可します。

6 番 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） これは、介護保険の保険料引き上げでございますが、今後の資料は出ておるんですけれども、文教民生常任委員会の論議の中で、この問題は深められるというふうに思いますけれども、この引き上げの根拠についてだけ、前もってちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 第6期の介護保険料につきましては、先般、関係する資料をお手元にお届けをしておるというふうに思っておりますが、改めての説明ということになりますけれども、27年度から29年度、いわゆる6期3年間の保険料の基準月額でございますけれども、今回、条例の一部改正の提案の中で4,700円の設定をお願いしたいというところでございます。

ちなみに第5期の保険料の基準月額でございますが、3,940円ということでございますので760円、さらに御負担をいただくというようなことになります。

御質問の介護保険料の基準額の求め方でございますけれども、基本的には介護保険給付にかかる総費用、このうち65歳以上のいわゆる1号被保険者が負担する割合、これ22%ということになりますが、第6期は。これを65歳以上の人口で割った額というところが基本的な考え方になります。

そして、介護保険サービスにかかる費用でございますけれども、いわゆる財源構成ということになります。保険料で50%、それから残りの50%を公費で負担をするというような仕組みになっております。

この保険料のうち65歳以上の、いわゆる1号被保険者が負担する割合でございますけれども、第5期、いわゆる26年度まではその割合が21%であったということなんです。第6期からは22%ということで1%増加ということになります。このあたりも保険料に影響が出てくる一つの要因というふうに考えております。

現在、市の介護給付費でございますが、御承知のように毎年、増加の傾向にございまして、今年度は見込みでございますけれども、総額で38億1,200万円余というところで見込みをしております。この5年間の経緯を見ますと、約6億円増加してきているというような状況にございます。

この増加の要因でございますけれども、高齢化の進行に伴いまして、要介護認定者が増加をしてくているということであつたり、介護施設の整備、いわゆるサービスの充実を図ったと、そんなと

ころもございます。

そこで、今回、策定をいたしました第6期の介護保険事業計画でございますけれども、この中でもお示しをしてございますが、人口推計でございますけれども、要介護認定率が高くなる85歳以上の人口でございますけれども、平成31年ごろまでふえ続けるというところが予測として見ておりますし、あわせて介護認定者の人数でございますけれども、29年の予測では2,780人、ちなみに平成26年12月現在の認定者が2,483人ということになってございますので、この比較の中では約300人、297人という増加というところを見込んでおります。

それから、先ほどの施設のお話をいたしましたけれども、27年4月からでございますが、これも御承知かと思いますが、八幡地域の中で、認知症対応型のグループホームというものが新たに18床新設をされるということであつたり、既に今、入所しておみえになりますけれども、今年度ちょうど昨年末でしたですかね、白鳥のほうで特別養護老人ホーム20床増床で、今、本格稼働がされておるということで、そういった施設の整備ということであつたり、第6期の計画の中では新たな整備計画として、認知症対応型のグループホーム18床1か所というような計画も予定をさせていただいております。

こういったようなところを勘案をいたしまして、介護保険サービス費用の推計を行った結果、27年度から29年までの第6期の事業費総額でございますけれども129億4,700万円、約130億円程度の費用というものを一応見込んでおります。

このうち先ほど御説明をさせていただいた65歳以上の1号被保険者の負担分でございますけれども、28億4,800万円余というところで、国からの調整交付金とこんなところを勘案し、1人当たりの保険料を算出をさせていただいたところ、年額で5万5,149円ということになりました。

この月額保険料の算定に当たりましては、高齢者や世帯の所得状況によって9段階で保険料率を設定をさせていただきたいというふうに考えておりますが、低所得者の割合が非常に郡上市は高いということから、月額保険料でございますが、基準額を4,700円で設定をお願いしたいというふうに考えてございます。

ちなみに、岐阜県の平均でございますけれども、これはまだ9月9日時点での情報でございますけれども、県の平均が5,316円、全国平均でございますが、新聞でも公表があつたように5,550円というところになっております。

なお、低所得者への対応策でございますけれども、所得が低い階層1段階から3段階、この3段階の層におみえになる方につきましては、公費を投入をして保険料を軽減するというような対策も講じていきたいというふうに思っております。

具体的には、平成27年度と28年度、この2年間につきましては、最も所得が低い層の第1段階の保険料につきましては、基準額に対する割合を国基準で定める0.5から0.45に軽減をさせていただ

くということで、公費を投入というような御説明をさせていただきましたが、この軽減にかかる費用につきましては、今回の新年度予算の一般会計からの繰入金として558万円というものを予算計上させていただいたところでございます。

そして、今、国のほうで消費税引き上げが予定をされております平成29年度からにつきましては、先ほど申しました1段階の1階層の割合については0.3、それから2階層については0.65から0.4、3階層につきましては0.75から0.7と、こんな軽減ということも29年度には予定をさせていただきたいということをおっしゃるので、よろしくお願いをします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第87号について質疑を行います。

13番 武藤忠樹君の質疑を許可します。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 議案第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてでありますけれども、教育委員会のほうから2月25日に、文教民生常任委員会協議会に配られました資料を見せていただきました。

これによりますと、指定管理者制度の導入の目的として、市内で唯一観客席を有し、体育、文化を兼ねた複合の大規模な公共スポーツセンターに収益事業などの積極的な利用展開ができる。市職員数の定数を見据え、設置目的に即して適正な管理運営を継続することができるとあります。

この目的は、非常にこれでいいんだなと思っておりますが、この指定管理者の選定方法についてという文書を読みますと、単に民間のノウハウ導入や経費節減を主目的とするのではなく、やまと総合センターの目的機能を明確にし、市民協働の拠点のスポーツ文化を通じた大和地域へのまちづくり貢献が期待できる適切な事業とあります。

大和地域へのまちづくり貢献が期待できる適切な事業者を選ぶということは、この指定管理をするのは大和のための施設ではないと私は思うとんですけども、この建物そのものは、やっぱり郡上市全体でこれを機能的に使っていくんであって、この指定管理に当たって、大和地域へのまちづくり貢献が期待できるような適切な事業所を選定するという文書は、ちょっとおかしいんじゃないかな、そんな気が一つはします。

それから、この非公募により、NPO法人スポーツクラブ事業を選定する理由の中に、幾つか、4つほど書いてありますね。この法人は、大和振興事務所と連携の中で、やまと総合センターの指定管理を視野に入れ、組織づくりを目指されて設立された、これは平成23年12月23日とありますが、そして25年、26年とやまと総合センターの管理委託を受けてみえるわけですね。もうスタートは切ってみえる、助走もしてみえる、ここで今から離陸しようという段階の、この指定管理の指定だと

思ってます。

そのことを踏まえますと、果たして今回、予算に出されました指定管理料951万3,000円ですか、それがもはや予算で示されましたが、適当なのか少しもわからないんですね、僕らにとっては。やっぱり計算の根拠をしっかりと示していただきたい。今までの経緯はこれでわかります。

その中で、最後にもう一つわからないことがある。総合型地域スポーツクラブ、当該団体は大和地域唯一の総合型地域スポーツクラブであり、とあるんですけども、このNPO法人スポーツフラッグGとの関係が少しも書いてないんですね。スポーツフラッグGの中に多分あるんだろうと思いますけども、当該団体と当該法人と、全然話が違えることが書いてあるんですよ、この説明の中に。このいただいた資料を読めば読むほど、頭がこんがらがりますので、ちょっとわかるように説明していただきたい。

それが今回の質問の趣旨でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、ただいまの御質問でございますが、指定管理者制度の導入の目的につきましては、今、議員がおっしゃったとおりで、私どものほうもこれを入れさせていただいたと。

それから、指定管理者選定方法の大和地域へのまちづくり貢献がといった部分でございますが、これ決してほかの地域をとということ、ほかの地域を無視したということではございませんが、こちらのまずやまと総合センターでございますが、青少年、ここに書いてございますとおり、地域のスポーツ振興、それから青少年の健全育成というのを目的として設立をされたという、こういう団体があるということで、これまでもこちらのほうの総合センターにつきましては、平成11年4月から26年12月まで、昨年までですか、15年間、これは一応、直営と、それから一部委託ということで行ってまいりました。

平成23年、24年度は、実は別のNPO法人のコミシス郡上というのが、受託をしておったということでございますが、またこの中でこの地域のほうで、このコミシス郡上のほうを中心とされて、そのスポーツと、それから青少年の育成に特化した、そういう団体をつくってみようということで、組織されたということがございますので、こちらの文書のほうに大和地域というふうにございますが、実は大和地域はもちろんでございますが、こちらのやまと総合センターにつきましては、体育施設でもあり、文化施設でもございますが、まず体育施設につきましてはここを拠点にして、北部とかという言い方がちょっとまずいかもしれませんが、ここ以外のところでもやってきた、先ほどの御質問ございました総合型地域スポーツクラブということですけども、これは現在、郡上には2つございます。

2つございまして、1つの拠点の活動は、総合スポーツセンターのほうにございまして、この総合型地域スポーツクラブでございすけども、例えば昔ですと、地域のほうに人がたくさんおみえになったもんですから、野球をやる、バレーをやるといったようなスポーツをやる時でも、人が集まりまして、そこにそういうクラブがありましたんですが、やっぱりだんだん人口が少なくなりますと、幾ら野球をやりたい、サッカーやりたい、バレーやりたいと言いましても、それがなくなる、そういった時に、例えばほかの地域のところへ行って、既にあるクラブに入れてもらうというのが、なかなか敷居が高いというようなことがございまして、そういうのを解決するために、どなたでも寄ってきてください、そしてそこでバレーをやりたい方、サッカーをやりたい方、野球をやりたい方というようなことで、気軽に入っていただけるというのが、この総合型地域スポーツクラブというところでございます。

今申しましたとおり、スポーツセンターのほうにはございます。こちらも決して南部だけとかつていうことではなくて、全域でよろしいんですが、やっぱりどうしても距離的なものでいきますと、非常に遠いということがございまして、今回、このやまと総合センターの指定管理の中に、こういうスポーツのノウハウを持った団体がございすので、ぜひ北部のほうのこの総合型地域スポーツクラブというようなこと、これまた各地域に1つずつあったほうがいいのかどうかということもございすますが、そこまではいいのではないかと、まず南部の拠点と北部のほうの拠点の整備を、スポーツクラブということで大きく育てていってもらいたい。

しかし、この団体そのものの成り立ちが、やはり今書いてございすとおりの発足でございすので、なかなか最初は一気にということにはいきませんが、これは団体のほうといろいろお話する中でも、そういう願いは市のほうの期待、願いは伝えさせとっていただきます。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 総合型地域スポーツクラブのことは、私も八幡におりますので、よくわかってるんですが、NPO法人スポーツフラッグGと、この地域型総合スポーツクラブの関係が全く書いてないんですね。

ですから、指定管理した中に、この総合型スポーツクラブの事務所を置くのか、その辺のところもまだ何もわかりませんし、そのスポーツフラッグGが、スポーツクラブを運営するのかということもわかりませんし、例えばこの運営がここに入ってくるのかということも、全然この文書ではわからないんです。

ちなみに八幡の場合は、全く八幡の総合型スポーツクラブというのは会費を集めて、そこで事務員さんを1人雇って、運営をしてるという状況で、保険掛けて指導者に謝礼を払ったという形でスポーツクラブをやってますけれども、この非公募により、このスポーツフラッグGを選定する理由

の中に、何でこの総合型地域スポーツクラブが入ってきておるのかって、これ書かんでもこれはこれ全く別物じゃないかという思いが実際はするんですよ。その選定する理由に、その選定する理由にこのスポーツクラブは入っるということは、このスポーツフラッグGがこのこともやるよというようなことが既にあるのか、その辺のところちょっとわかるように説明してください。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 総合型地域スポーツクラブということでございますが、こちらのほうは、このNPO法人のスポーツフラッグGでございますが、平成26年3月5日に、県から認定を受けました。

ということで、そういういわゆる資格、資格と申しますか、認定を受けた団体であるということのをちょっと述べさせていただきたいというのと、先ほど申し上げましたそういう団体でございますので、この総合型地域スポーツクラブというのをもう少し北部を中心に広めていっていただきたいということで説明させていただいたとおりでございます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） わかりました。大体の理解はできたんですけども、民間のノウハウの導入や経費節減を主目的とするのではなくとありますけれども、指定管理をする以上は、やっぱり民間のほうをしっかりと入れて、それから一番最初に書いてあります収益事業の積極的な利用展開も考えていただき、経費の節減を目指していただきたいということもありますので、この今回、示されました951万3,000円が妥当かどうかということもわかりませんので、そういったことをこの文教民生常任委員会のほうでしっかり議論していただきまして、その指定管理料の算出根拠というものを示していただかんことには、我々も妥当なのか判断できませんので、また何かいろいろやっぱり職員数の減数とか、いろいろな問題がこのようにあるようでございますので、僕らもわかりにくいですが、しっかりその辺は文教のほうに説明して議論していただきたいと思いますので、質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第90号について質疑を行います。

6番 野田龍雄君の質疑を許可します。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは無償譲渡の議案でございますが、めいほう高原開発株式会社に無償譲渡をするという内容でございます。私も何度かここへ来ましてし、頼まれていろんな行事に参加したことがありますけれども、一生懸命やってみえたんですが、今度、外部の資本が持ち株比率60%というようなことで、スキー場運営会社でしたかな、そういうところになったということでもあります。

が、これまでの公民館等の今まで地元で使って、しかも実質的にその地域の所有であったものを市の所有として置いたものを戻したという形で説明を受けました。

今回は、これはそういう、何というか、会社と違いますので、それに無償譲渡するということの意味は、何らかのそれで地域の発展、あるいは市のいろいろなものに対する見返りが予想されておってなされるんかどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） この施設につきましては、提案説明の折にも御説明申し上げましたが、平成15年に明宝村のほうが農山村の自然文化等の体験や滞在型観光を進めるということで、スキー場と、それからスキー場の手前にございます野外音楽堂ソノラシアターと、それから今の施設、これ通称もりっこはうすと呼んでおりますが、その3施設を一体的に、冬はスキー場なんですが、グリーン期にも高原の自然体験、あるいは文化を体験していただくといったようなことで、一体的に年間通じて活動拠点としたいと、交流拠点としたいという思いで整備を行っておるところでございます。その折、設立当時からめいほう高原株式会社のほうにお願いをいたしまして、指定管理いたしまして、事業を行っていただいておりますという事情がございます。

今回の譲渡につきましては、実は平成24年3月の議会にもお示しいたしましたように、1つは先ほどの御質問にもございましたように、民間の活力を大いに利用していただいて、さらに郡上市全体の交流拠点のソフト事業を展開していただくといったことから、譲渡という施設、これ17施設を候補として挙げましたが、そのうちの1つとして24年からこのめいほう高原開発と協議をしてまいったわけでございます。

めいほう高原開発のほうでも、十分社内のほうで議論をしていただきまして、我々の意図と合致いたしまして、農山村の自然体験施設、あるいは農山村の文化体験施設といったことで交流拠点と、今後もしてまいりたいということで譲渡について引き受けていただいたという経緯がございます。

先ほど議員おっしゃられましたように、つい最近、これは名鉄の筆頭株主やったわけですが、名鉄グループの、そのものを日本スキー場開発株式会社が株の譲渡を受けたということで、筆頭株主はかわってはおりますが、そのリゾートを進めておる会社ということについては変わらないという点がございます。

我々の意図するところ、目的についても十分理解をしていただいております。名鉄グループが筆頭株主の折の取締役会にかけても、合意をいただいておりますし、先般、ここの新しい社長様とお会いした折にも、引き続き市のお考えは十分理解できるので、引き続き引き受けさせていただきたいといったことで、取締役会のほうも了承しておるといったことで御理解をいただいております。

なお、やはり条件がございます。これも先般、御説明申し上げましたように、補助事業ですもん

ですから、その補助事業の補助残がある限りは、その補助目的に従って、的確に適正に運用していただくといったことは、これは大前提の条件でございます。これにつきましては、契約を取り交わしまして、この残存期間、耐用年数が平成37年3月末ということで今、県と協議しておりますが、これまではこの補助目的から外れた運用はまかりならんということで、契約をしてまいりたいと思います。

これは、例えば、第三者へ移譲する、売り飛ばすといったことについても禁止規定を入れておりますし、また担保につきましても、当然、県の補助金がやってますもんですから、県、市のほうに報告をすると、まず報告を受けたとしても、その担保については不可能と言わざるを得ませんが、ということでそういったような条件も入れております。

まず、第一に大前提として主目的は必ず遂行していただくということを契約条項の中に入れておるところでございます。

それから、もう一つ、つけ加えですが、役員構成の中で郡上市長が取締役として入っておりますし、また地元では一般社団法人のめいほうの役員さんのほうも取締役として入っておりますし、監査役としても入っておると、ですから、十分郡上市としての意見を述べる機会はあるというふうにして考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） わかりました。どっかで紹介されとるんじゃないかと思いますが、今回、資料がいろいろあって、なかなか読めなかったもんですから、そこまでわからんのですが、できましたら簡単に職員の数とか、それから集客数とか、この二、三年の動きで結構ですので、どの程度の集客があつて、どういう利益というか、営業というか、その経過についてちょっとお知らせください。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今、資料をお持ちしますので、しばらくお待ちください。すみません。

○議長（尾村忠雄君） あとでいいですか。

(「はい」と6番議員の声あり)

○議長（尾村忠雄君） そうしましたら、よろしいですか。

以上で、議案第90号の質疑を終わります。

ただいま質疑を行いました7議案以外の71議案については質疑通告はありませんでしたので、以上で質疑を終了いたします。

議案第4号から議案第98号までの78議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案

付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託しました78議案については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま各常任委員会に審査を付託しました78議案については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここでお諮りします。議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程は、お手元に配付してありますので、お願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） 大変申しわけございませんが、追加の議事日程でございますけれども、平成27年度郡上市一般会計補正予算となつてございますけれども、26年度の誤りでございますので、大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。すみません。

◎議案第99号について（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程80、議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,525万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293億5,104万7,000円とする。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。今回の補正は、国の補正予算の関係の地方創生の関係でございます。地域消費喚起事業喚起型と生活支援型で2事業、地域創生の先行型で15事業ということで1億7,865万7,000円、またそのほかに道路除

雪費で1億660万円を補正してございます。道路の除雪につきまして、12月以降の対応するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案第99号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略します。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第99号については、会議規則第44条の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

（午後 3時42分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照

